

業務連絡

2019年3月2日 No. 6
JR東海労新幹線関西地本
業 務 部

2月26日、支社会議室において「申」第18号、第19号について、組合側幹事と会社側幹事による業務委員会開催に向けた事前の打ち合わせを行いました。会社は、業務委員会を拒否しました。以下は協議の主なやり取りです。

「申」第18号大阪交番検査車両所「作業ダイヤ見直し」に関する緊急申し入れ (2019年1月15日)

1. 大阪交番検査車両所建屋渡り廊下の工事が終了するまで、作業ダイヤの見直しを行うこと。

【会社回答】現行通りとする。

以上

《若干の議論》

- 組合：会社は、昨年の申し入れ以降「通行可能であるので問題ない。」との回答であったが、作業ダイヤに影響はなかったのか。
- 会社：作業ダイヤを見直すような影響はないと考えている。
- 組合：通常の作業ダイヤでも影響がないということか。
- 会社：そうである。
- 組合：実際、作業に影響は出ていないのか。
- 会社：渡り廊下に関係なく、万が一作業が所定時間内に終わらなければ超勤として処理しているが、基本的には作業ダイヤの中で終わっている。
- 組合：2月末の工事は終わったのか。
- 会社：一応2月末頃を予定しているが、未だである。
- 組合：工事期間が8カ月以上になっている。作業ダイヤに影響が出るから、この申し入れが出ている。
- 会社：経路的に大きく変わるものではないので、見直す程の影響はない。
- 組合：昨年7月3日から通行可能となっていた渡り廊下は、工事は途中であったのか。
- 会社：そうである。以前の回答でも複数回の工事が必要であり、一時的な通行が可能であると回答している。
- 組合：一時的な通行なら、作業ダイヤを見直す必要があると考える。工事が完全に完了してから、元に戻せばいいのではないか。
- 会社：常態的に5分とか遅くなるわけではなく、それほど影響はない。
- 組合：作業サイクルの中で、移動時間が食い込んでも作業は時間内で終わっているという考えなのではないか。
- 会社：基本的にはそうである。多少、移動時間が長くなったとしても作業ダイヤを見直すまでの影響はないと考えている。
- 組合：何を優先するかである。作業ダイヤに移動時間が食い込めばいつもやっている作業を時間内で終わらせようと焦りが出たり、安全上問題がある。

会社：基本的に微々たるものであるもので、常態的に発生する問題ではない。作業ダイヤの圧迫度合いも極めて軽微であると考え。仮に影響があるなら、業務を延長してはみ出すところは超勤として扱っているので、安全に支障することはない。

組合：8カ月間、常態化しているのは事実である。

会社：庁舎から庫に移動して、直ぐに作業に取り掛かるわけではないので点呼等も十分吸収出来るようになってきているので、問題ないを考える。

組合：移動距離は作業の号車でも違う。

会社：作業ダイヤを大きく変える程のものではない。工事も2月末で完了する。

組合：以前の申し入れの中で、会社は通行可能であるとの回答であったので工事期間が2月末の長い間掛かるなら作業ダイヤを見直す必要があった。

以上

「申」第19号大阪作業車両所「作業並びに申告作業担当者の勤務指定」に関する申し入れ(2019年1月15日)

1. 申告作業の経験がある社員を日1、日2、日3、ヤ5、ヤ6やテ2（ヤ7）テ3（ヤ8）に勤務指定しない理由を明らかにすること。

【会社回答】勤務指定は適切に行っており、問題はない。

2. 今後も、このような勤務指定を続けるのか明らかにすること。

【会社回答】今後も適切に勤務指定を行う。

3. 社員を仕業検査担当ならびに申告作業担当に指定する際の基準を明らかにすること。

【会社回答】勤務指定は会社が適切に行っている。

4. この異常な勤務指定を誰が指示、作成し、了承したのか明らかにすること。

【会社回答】勤務指定は会社が適切に行っている。

以上

《若干の議論》

組合：申告作業経験者を、申告作業に従事させない根拠は何か。何か基準でもあるのか。

会社：総合的に判断している。

組合：総合的とは、どういうことなのか。

会社：仕業に入ることになれば、申告に入ることもある。どちらに入ろうと不利益はないと考える。

組合：不利益になることがないなら、入れても構わないのではないか。

会社：会社が適切に指定をしている。申告作業をやりたいというこなのか。

組合：そうである。何故、自分だけ申告作業に入れなのかである。恣意的にやっているのではないか。

会社：恣意的にやってはいない。適切に指定しているとしか言いようがない。

組合：申告作業に入れたい根拠が、総合的判断と言うだけで他にはないのか。

会社：総合的判断しか言いようがない。

組合：指定は現場箇所長に任せているのか。

会社：勤務作成については、基本箇所に任せている。

組合：他の社員は、仕業と申告を指定しているのに一部の組合員に指定しない理由は何

か。

会社：これまでの考え方が変わったわけでもない。

組合：これまでの考え方を教えて欲しい。

会社：それについて細かく説明する必要ない。

組合：過去にヒューマンエラーとかミスを起こした理由で、申告作業に入れないとかな
いのか。本人からすれば、会社が入れない理由も伝えていないし、何故自分だけ
入れないのかと必然的にそのような考えになる。何かの理由があり根拠があるか
ら、指定しないのではないか。

会社：繰り返しになるが、総合的判断としか言いようがない。誰をどこに入れるかは会
社の裁量でやっている。

組合：何かの理由がないと指定しないとはならない。乗務員も運転士がフォロー教育に
入れば、車掌乗務に指定することと同じである。

会社：仕業が大変であると言っているのか。

組合：申告作業をやりたいのである。支社から現場に指導すること。

以上